

令和4年度

事業計画書

令和4年4月 1日から
令和5年3月31日まで

公益財団法人エコサイクル高知

令和4年度 事業計画

はじめに

令和4年度においても、定款第3条に定める「産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与すること」を目的として、以下の事業を実施する。

1 廃棄物の埋立て処分の実施（公益目的事業）

県内で発生する廃棄物のうち、管理型最終処分場で埋立てしなければならない産業廃棄物及び旧仁淀川中央清掃事務組合の構成町村（いの町、日高村）の一般廃棄物の焼却残渣について、それぞれの排出事業者から処理の委託を受けて、最終処分場内に適正に埋立て処分を行う。

埋立てに当たっては、廃棄物からの発煙を防止するため、受け入れた廃棄物と燃え殻を混合して埋立てるなどにより安全管理に努める。

（1）産業廃棄物 処理計画

単位：トン

品目	燃え殻 ばいじん	鉱さい	汚泥	廃石綿等	廃石膏	建設混廃	合計
処理計画量	3,100	3,400	200	100	20	150	6,970

（2）一般廃棄物 処理計画

単位：トン

品目	燃え殻
処理計画量	650

単位：トン

(1)+(2)
7,620

2 医療廃棄物の破砕・滅菌処理（中間処理）の実施（収益事業）

県内の医療機関等から排出される感染性廃棄物及び非感染性廃棄物について、排出事業者から処理の委託を受けて、破砕処理及びマイクロウェーブ滅菌処理装置による滅菌処理（中間処理）を行う。

中間処理後の医療廃棄物については、民間の焼却施設に焼却処理を委託し、その燃え殻を公益目的事業の埋立て処分として受け入れる。

単位：kg

種別	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	合計
処理計画量	4,900	600	5,500

3 環境保全活動等

(1) 河川環境の保全

- ア 能津小学校が実施する河川の水質調査や水生生物の観察等の環境学習活動を支援する。
- イ 仁淀川漁業協同組合と連携して、仁淀川へアユの稚魚を放流する。
- ウ 河川愛護月間等に合わせ、仁淀川の清掃活動を実施する。

(2) 環境保全に係る連絡協議会の開催

平成19年8月に日高村と締結した環境保全協定書に基づき、環境保全に係る連絡協議会を開催し、環境モニタリング調査の結果及び廃棄物の処理量等を報告するとともに、委員との意見交換を行う。

4 環境測定等の実施

(1) 環境測定

水環境の確認のために、モニタリング井戸、地下水集排水管出口、浸出水処理施設入口及び仁淀川で採水し、専門機関に委託して地下水や浸出水及び河川水の水質検査を実施する。

また、大気環境の確認のために、粉じん及び空間線量率の測定を行うとともに、必要に応じて騒音、振動及び悪臭を測定する。

(2) 廃棄物の簡易検査及び溶出試験等

蛍光X線分析装置を用いて、搬入される廃棄物に含まれる金属等の含有量を簡易測定し、測定結果を考慮のうえ、法令で定められた基準等の適合性について、溶出試験等を実施する。

5 新たな施設の整備に向けた取り組み

令和3年12月6日の第17回臨時理事会において決定された事業計画に基づき、最終処分場本体の建設工事に着手し、令和7年度供用開始を目指して、以下の取り組みを進める。

(1) 住民への丁寧な説明

ア 住民説明会の開催等

建設工事の進捗状況等に応じて、随時、住民説明会を開催するとともに、定期的に整備状況を広報チラシで周知するなど、住民の不安を払拭していくための丁寧な対応を継続していく。

イ 環境保全等連絡協議会の開催

環境保全協定書に基づき環境保全等連絡協議会を開催し、工事の進捗状況及び安全確保対策等の報告を行う。

ウ 環境モニタリングの開始

環境保全協定書に基づき、建設工事の着手に合わせて、水質や粉じんなどの環境モニタリングを開始する。

(2) 維持管理マニュアルの作成

廃棄物の搬入や埋立作業等を適正かつ安全に行い、最終処分場の機能を最大限に発揮させるため、施設の維持管理方法や防災対策などの具体的な措置を定める「維持管理マニュアル」の作成に着手する。

(3) 建設工事の円滑な推進

ア 本体工事及び進入道路整備工事の推進

本体工事等に着手し、工事に係る施工監理委託業務を発注したうえで、施設の安全性を十分に確認しながら進捗管理を図る。

イ 関連設備工事の実施

上水道設計委託業務に取り組むとともに、業務完了後は、進入道路整備工事の進捗状況に合わせて、上水道の整備工事に着手する。

(4) 用地の取得

整備を進める進入道路の入口部のガソリンスタンド等の買収に向けて、地権者との協議が整い次第、売買契約を締結する。